

| 平成29年第3回基山町議会（定例会）会議録（第1日） | | | | | | |
|--|----------------|-----------|---------------|------|---------------|-------|
| 招集年月日 | 平成29年9月5日 | | | | | |
| 招集の場所 | 基山町議会議場 | | | | | |
| 開閉会日時 | 開会 | 平成29年9月5日 | 9時30分 | 議長 | 品川義則 | |
| 及び宣告 | 散会 | 平成29年9月5日 | 12時19分 | 議長 | 品川義則 | |
| 応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 | 議席番号 | 氏名 | 出席等の別 | 議席番号 | 氏名 | 出席等の別 |
| | 1番 | 松石健児 | 出 | 8番 | 河野保久 | 出 |
| | 2番 | 大久保由美子 | 出 | 9番 | 重松一徳 | 出 |
| | 3番 | 末次明 | 出 | 10番 | 鳥飼勝美 | 出 |
| | 4番 | 栗野久明 | 出 | 11番 | 大山勝代 | 出 |
| | 5番 | 久保山義明 | 出 | 12番 | 松石信男 | 出 |
| | 6番 | 牧菌綾子 | 出 | 13番 | 品川義則 | 出 |
| | 7番 | 木村照夫 | 出 | | | |
| 会議録署名議員 | 4番 | 栗野久明 | | 5番 | 久保山義明 | |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名 | (事務局長) 藤田和彦 | | (係長) 久保山晃治 | | (書記) 久保山裕香 | |
| 地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名 | 町長 | 松田一也 | まちづくり課長 | 内山十郎 | | |
| | 副町長 | 酒井英良 | 定住促進課長 | 毛利博司 | | |
| | 教育長 | 大串和人 | 建設課長 | 古賀浩 | | |
| | 総務企画課長 | 熊本弘樹 | 会計管理者 | 村山留美 | | |
| | 財政課長 | 平野裕志 | 教育学習課長 | 井上克哉 | | |
| | 税務課長 | 寺崎博文 | こども課保育園長 | 高木久幸 | | |
| | 住民課長 | 安永宏之 | 産業振興課参事 | 寺崎一生 | | |
| | 健康福祉課長 | 中牟田文明 | まちづくり課図書館長 | 天本洋一 | | |
| | こども課長 | 平川伸子 | 代表監査委員 | 過能義隆 | | |
| 産業振興課長 | 鶴田勝美 | | | | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | | | |

会議に付した事件

| | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 町政報告 提案理由説明 |
| 日程第4 | 議案第20号 | 基山町個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第21号 | 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第22号 | 基山町税条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第23号 | 基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第24号 | 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第25号 | 多世代交流拠点事業（基山町老人憩の家）備品の取得について |
| 日程第10 | 議案第26号 | 平成29年度基山町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第11 | 議案第27号 | 平成29年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第28号 | 平成29年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第29号 | 平成29年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 認定第1号 | 平成28年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第2号 | 平成28年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第16 | 認定第3号 | 平成28年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第17 | 認定第4号 | 平成28年度基山町下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第18 | 報告第4号 | 平成28年度基山町財政健全化判断比率等の報告について |
| 日程第19 | 報告第5号 | 教育委員会事務事業点検及び評価報告について |
| 日程第20 | | 決算特別委員会の設置について |

～午前9時30分 開会～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
ただいまから平成29年第3回基山町議会定例会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（品川義則君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、栗野久明議員と久保山義明議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（品川義則君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から21日までの17日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおりと決定しました。

日程第3 町政報告

○議長（品川義則君）

日程第3. 町政報告を議題とし、町政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は平成29年第3回定例町議会をお願いしたところ、議員の皆様には御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が「基山町個人情報保護条例の一部改正について」外4件、財産取得案件が「多世代交流拠点事業（基山町老人憩の家）備品の取得について」、予算案件が「平成29年度基山町一般会計補正予算（第4号）」外3件、決算認定案件が「平成28年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について」外3件となっております。これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

また、報告事項として「平成28年度基山町財政健全化判断比率等の報告について」外1件をお願いいたしております。

それでは、早速ではございますが、町政報告に移らせていただきます。

まず、一部事務組合等の会議の報告でございます。

鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が8月25日に開催され、平成28年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算の認定等について、全6議案が審議され、原案のとおり可決されました。

また、鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会も同日開催され、平成28年度歳入歳出決算の認定等について、全10議案が審議され、原案どおり可決されました。

次に、7月5日からの九州北部豪雨についてでございます。

7月5日から7日にかけての梅雨前線による豪雨では、役場の雨量計で降り始めてからの総雨量が140ミリ、1時間当たりの最大雨量は、5日午前11時から1時間に17ミリを計測しました。

町では7月5日午後3時40分に土砂災害警戒情報が発令されたことから、自主避難所を町民会館に午後5時に開設することを決定しました。その後、防災行政無線、エリアメール、ホームページ等で周知するとともに、民生委員等とも連携し、電話連絡も行いました。この大雨により町民会館に自主避難された方は7名でした。

この大雨による本町の被害は、幸いにして特にありませんでしたが、福岡県朝倉市、東峰村及び大分県日田市などに甚大な被害をもたらしました。このことから被災地への支援物資や町営住宅の提供などを行いました。

次に、消防関係の訓練についてでございます。

基山町消防団の夏季訓練を8月20日、基山町営球場で行いました。訓練は、各部対抗による消防操法大会を実施し、ポンプ操法の技術向上を図りました。各部とも練習の成果を発揮した見事な操法が披露されました。

次に、地方創生事業についてでございます。

基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、8月24日に基山町まち・ひと・しごと創生推進会議を開催し、平成28年度の事業評価及び平成29年度以降の重要業績評価指標などの見直しについて協議いたしました。

次に、定住促進に関する事業についてでございます。

「基山定住サブライズプロジェクト」の一環として、「住みたいまち基山」を目指すために移住・定住を促進する事業として、子育て・若者世帯の住宅取得補助金などの事業を展開しています。8月末現在の申請受付状況は、子育て・若者世帯の住宅取得補助金41件、新婚世帯家賃補助金17件となっております。

また、5月から利用開始しております移住体験住宅の利用状況については、8月末現在で宮浦体験住宅3件、小倉体験住宅3件となっております。

次に、「日本タングステン株式会社」との進出協定についてでございます。

同社は、平成7年に基山町園部のグリーンパークに進出し、平成8年9月に操業を開始しておりますが、今回新たに超硬合金製ロータリーカッター及び半導体製造用部材の製造を行うための施設を増設するもので、平成30年4月操業開始予定となっております。本事業により、基山町からの新規雇用や地域経済の振興等に御協力いただくこととなっております。基山町では8月18日、同社と進出協定を締結しました。

次に、「実践型地域雇用創造事業」についてでございます。

基山町では6月16日に厚生労働省の実践型地域雇用創造事業の採択を受けました。実践型地域雇用創造事業は、基山町、基山町商工会、町内金融機関で組織する基山町地域雇用創造協議会が事業を実施するもので、「町のハローワーク機能向上プロジェクト」をテーマとして、地元企業と求職者のマッチングや地域産業を育成し、交通の利便性や福岡都市圏との近接性を生かし、新たな雇用創出に取り組むもので、就職情報発進事業などを行い、雇用機会の拡大を図っていきます。

次に、「第30回きのくに祭り」についてでございます。

7月22日に「第30回きのくに祭り」が開催されました。今年度は節目となる30回目を記念して特別ゲストを招待し、綱引を初め、パレードや総踊りなど、さまざまな催しが行われました。また、モール商店街のグリーンロードではマルシェが開催されるなど新しい取り組みも行われました。

当日は晴天に恵まれ、町内各区からの参加者に加え、町外からも多くの見物客にお越しいただき、多くの人出でにぎわいました。

次に、「エミューシンポジウム in きやま」についてでございます。

7月29日に「エミューシンポジウム in きやま」を開催しました。当日は町内外を含め約450名の来場があり、多くの方々にエミューの魅力と可能性とともに、基山町の取り組み

を知っていただける機会となりました。

今後、エミューの取り組みがさらに町民に浸透し、町を代表する特産品になるよう育成してまいります。

次に、文化事業についてでございます。

8月5日に「由紀さおり・安田祥子コンサート」を町民会館大ホールで開催し、約650名の御入場のもと軽快なトークと心にしみわたる音楽を披露していただきました。

また、8月18日には基山出身の西山さんが出演された演劇「世襲戦隊カゾクマンⅡ」を開催し、約700名の御入場をいただきました。

次に、きやま創作劇についてでございます。

今年度は、「八ツ並の姫～観音様になったお姫様～」という演題で上映を行います。6月20日にきやま創作劇説明会を行い、出演者及びスタッフの募集を行いました。

また、練習を7月1日から毎週土曜日、夏休みの期間は月、水、金曜日と土曜日に行い、12月の公演に向けての準備を進めておるところでございます。

次に、健康増進対策についてでございます。

生活習慣病の予防や疾病の早期発見のための総合健診としての特定健診及び各種がん検診を5月と6月それぞれ7日間、計14日間実施しました。

例年同様、効率的な対応や働く子育て世代のための対応として、事前予約制による当日待ち時間の短縮や特定健診とがん検診の同日受診の設定、土日健診の実施及び基山町母子健康推進員の協力のもと託児日設定を行い、実施しました。

今年度の新しい取り組みとして、国保の方で保健センターでの特定健診を受診される方のうち、希望者にはピロリ菌検査を実施しました。また、特定健診後の保健指導を昨年を引き続き「健診結果説明会」として実施しました。

次に、放課後児童クラブについてでございます。

本年度も、夏季休業中のひまわり教室利用者がふえましたので、基山小学校のランチルームを借用し、全ての申込者を受け入れ、運営を行いました。

また、ひまわり教室の増室工事につきましては、8月に実施設計を完了し、建設請負工事を本議会に追加議案として上程する予定にしております。

次に、生活環境事業についてでございます。

6月4日午前中に、町民の皆さんの御協力をいただき、県内一斉ふるさと美化活動が実施

されました。区ごとに道路や公園等に散乱しているごみの清掃や除草活動が行われ、可燃物等約7.5トンが集まり、町内の美化を進めていただきました。

また、鳥栖市との連携事業である「親子で川の生き物調査～水生生物調査～」を7月23日に基山会場、8月5日には鳥栖会場で実施しました。この事業は、川底にすむ生き物の種類や数を調べることによって、その川の状態を知るもので、川を守り、川をよくしていこうという意識を高めることを目的としています。基山会場の実松川には11組、25名の参加がありました。

次に、家庭用合併浄化槽の設置整備事業補助についてでございます。

生活排水による河川の汚れを防ぐため、し尿と生活雑排水をあわせて処理する家庭用合併浄化槽の設置に補助金を交付しています。4月からの申込件数は、現在5人槽が3件、7人槽が4件、計7件となっています。今後も継続して設置補助の募集を行っていきます。

次に、道路工事についてでございます。

町道舗装補修第1期工事（年の森・日渡線外）につきましては、平成29年5月30日から平成29年9月29日までの工期で、株式会社坂口組基山支店が982万8,000円で請け負い、施工しております。現在の出来高は95%でございます。

道工29補第1号白坂久保田2号線道路改良工事につきましては、平成29年7月19日から平成29年12月20日までの工期で、前田土木有限会社が1,840万3,200円で請け負い、施工しております。現在の出来高は30%でございます。

次に、下水道工事についてでございます。

下工29補第1号宝満川上流処理区第627号-10（伊勢前）污水管築造工事につきましては、平成29年6月30日から平成29年10月31日までの工期で、有限会社飛松建設が982万8,000円で請け負い、施工しております。現在の出来高は40%でございます。

次に、多世代交流拠点施設整備工事についてでございます。

多世代交流拠点施設整備工事につきましては、9月1日に指名競争入札を行い、鳥飼建設株式会社が落札しました。契約金額は1億8,576万円、工期は本契約締結日の翌日から平成30年3月26日までとなっています。

次に、放課後児童教室建設工事についてでございます。

放課後児童教室建設工事につきましては、9月1日に指名競争入札を行い、株式会社堀田工務店が落札いたしました。契約金額は6,264万円、工期は本契約締結日の翌日から平成30

年3月26日までとなっております。

なお、本会中に「多世代交流拠点施設整備工事請負契約について」及び「放課後児童教室建設工事請負契約について」の追加提案提出を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

次に、小学校エアコン設置事業についてでございます。

快適な学習環境整備と学力向上のため、基山小学校、若基小学校の普通教室へのエアコンを7月初旬に設置しました。今後はエアコンを適切に使用し、授業に集中できる環境づくりを進めていきます。

次に、小・中学校補充学習事業についてでございます。

基山小学校と若基小学校の6年生を対象に放課後補充学習を6月14日から基山小学校20名、若基小学校24名の参加により事業を開始しました。

教科は算数を対象として民間の学習塾の事業者に事業を委託し、主体的な学習の仕方をも身につけさせ、基礎的、基本的な学力の定着及び活用力の向上を図るために実施しました。

基山小学校はランチルーム、若基小学校は6年学習室を会場に、各校18回、水曜日に行っています。

基山中学校補充学習事業につきましては、1、2年生を対象にした放課後学習を6月19日から行いました。

また、3年生を対象にした土曜日学習を9月下旬から開始する予定としております。放課後学習には78名の申し込みがあり、補充学習支援員の支援のもと、数学と英語を基本に自学自習方式で学習会を実施しております。

次に、九州中学校体育大会及び全国中学校体育大会についてでございます。

生徒の健全な心身の育成、体力の向上等に資することを目的とした中学校体育大会の九州大会が7月末に、全国大会が8月に開催されました。

九州大会には男子バレーボール、柔道団体、柔道個人男女各2名が出場し、全国大会には柔道個人男女各1名が出場しました。選手たちは日ごろの練習の成果を十分に発揮いたしました。

次に、文化財関係事業についてでございます。

基肆城跡保存整備計画策定業務の一環として、「基肆城跡こどもワークショップ」を8月22日に行いました。ワークショップは、町の宝でもある基肆城跡について、町内の小中学生

にさらに認識を深めてもらうとともに、今後の基肆城跡の保存整備計画を考える上で基肆城跡をどのように守っていくかなどの意見を出し合っていたくため開催し、小中学生27名の参加がありました。

次に、図書館事業についてでございます。

図書館の6月からの事業は、6月15日に「大人のための映写会」、6月30日に「親子絵本トーク会・絵本でスキンシップ」、7月19日に「セカンドブックプレゼント事業」を、夏休みの宿題応援事業として、7月15日に「はじめての読書感想文書き方講習会」、8月5日に「ふるやん絵本の読み聞かせ会」、8月10日に「夢のトラックの絵を描こう」を行いました。

また、郷土資料コーナーでは、吉野ヶ里遺跡と基山千塔山遺跡展を開催しました。開催記念体験事業として7月28日に「弥生時代の鏡を作ろう」を、開催記念講演会として「邪馬台国時代のクニの都吉野ヶ里遺跡」を8月20日に行いました。

今後とも、知・学・交流の拠点事業として魅力ある図書館づくり、町民の方から親しまれる図書館づくりを目指して推進してまいります。

次に、給食センター事業についてでございます。

町立小学校の児童と保護者を対象に、給食への理解を一層深めていただくために給食センターの厨房を開放し、給食センター体験・見学会を7月27日に行いました。体験・見学会には児童、保護者62名の参加がありました。

次に、寄附の報告についてでございます。

読売新聞西部本社様より、7月28日に基山町役場、基山小学校、若基小学校、基山中学校へ新聞閲覧台4台の寄附がありましたので、受領いたしました。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

本年度の寄附申込状況につきましては、8月末までの5カ月間で3,229件、1億1,501万7,000円となっております。昨年度の同時期に比べますと、件数で86%、金額で135%の伸びとなっております。

以上をもちまして町政報告を終わらせていただきます。

日程第4～18 議案第20号～議案第29号、認定第1号～認定第4号、報告第4号

○議長（品川義則君）

日程第4. 議案第20号から日程第13. 議案第29号まで、日程第14. 認定第1号から日程第

17. 認定第4号まで、日程第18. 報告第4号を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、平成29年第3回定例議会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は条例案件5件、財産取得案件1件、予算案件4件、決算認定案件4件、報告事項2件を上程いたしております。

それでは、順次提案理由について説明いたします。

まず、議案第20号 基山町個人情報保護条例の一部改正についてでございます。

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効率的な活用による新たな産業の創出並びに活力のある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律が公布され、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、個人情報の定義の明確化と要配慮個人情報の取り扱い等について規定するため、基山町個人情報保護条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第21号 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条項番号が改正されたため、基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を改正するものでございます。

次に、議案第22号 基山町税条例の一部改正についてでございます。

地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律が公布され、個人町民税に係る配偶者控除等の見直し及び固定資産税に係る課税の特例改正が行われたことに伴い、所要の規定を整備するため、基山町税条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきます。

次に、議案第23号 基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についてござい

ます。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、法律の題名及び条項番号が改正されたため、基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を改正するものでございます。

次に、議案第24号 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてでございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、入居者が収入申告を行えない場合の家賃の算定方法について規定する等のため、基山町営住宅設置及び管理条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第25号 多世代交流拠点事業（基山町老人憩の家）備品の取得についてでございます。

基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、多世代交流拠点事業の備品について取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第26号から議案第29号までは、平成29年度各会計の歳入歳出補正予算についてでございます。

議案第26号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第4号）につきましては、今回補正予算として1億7,558万1,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は歳入歳出とも69億1,060万円となります。

また、今回、子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業など3件の債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、財政調整基金積立金についてでございます。

地方財政法の規定により決算余剰金の2分の1以上を積み立てることとなっており、所要額をお願いしております。補正額は1億1,620万円でございます。

次に、障害児通所給付費でございます。

サービス利用量の増加に伴い増額をお願いしております。補正額は1,389万7,000円でございます。

次に、子どもの貧困に関する実態調査事業でございます。

これは17歳以下の子どもがいる世帯を対象にアンケート調査を実施するものでございます。補正額は371万2,000円でございます。

次に、ダブルジビエ活用プロジェクトについてでございます。

ジビエ解体処理施設の工事請負費や施設備品の購入費の増額をお願いいたしております。補正額は1,045万4,000円でございます。

以上、概要について申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

議案第27号 平成29年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回補正予算として531万5,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額、歳入歳出とも24億444万3,000円となります。

なお、補正予算の内容は、保険税の当初賦課額が確定したこと等でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第28号 平成29年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回補正予算として1,548万3,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも2億3,464万2,000円となります。

なお、補正予算の内容は、保険料の当初賦課額が確定したこと等でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第29号 平成29年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、今回補正予算として114万7,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は5億4,461万1,000円となります。

なお、補正予算の内容は、宝満川上流流域下水道建設負担金等の増額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、認定第1号から認定第3号までは、平成28年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成28年度基山町一般会計、基山町国民健康保険特別会計、基山町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

別冊に、平成28年度基山町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の

決算に係る主要な施策の成果の説明書をお手元に差し上げているところでございます。概要について、これをもって説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まずは1ページをごらんいただければというふうに思います。

まずは、一般会計でございます。

平成28年度は第5次基山町総合計画の実施初年度であり、今後10年間の新たなまちづくりをスタートさせたところでございます。地方創生の実現に向けこれまで取り組んできた総合戦略も本格的な実践の段階へと移ったところでございます。

特に、国の助成を受けた地方創生加速化交付金では「基山・魅力ある空間形成プロジェクト」を実施し、そして地方創生推進交付金では「多世代希望のまち基山プロジェクト」として子育て支援や定住促進の取り組みを強化したところでございます。

一方、公共施設等総合管理計画を策定し、中長期的な視点で公共施設等の整備について経費を試算するなど、将来的な行政運営についても分析を行いました。加えて、歳入の増大のために地方創生交付金を初めとした国、県の補助金等を活用したり、ふるさと納税への積極的な取り組みを行ったところでございます。

以上が概況でございます。

それから、歳入歳出それぞれについて主なものを申し上げます。

まだ1ページでございますけれども、まずは1款の町税につきましては、全体では1.2%の減、額にして2,866万円の減となっております。

次に、13款の国庫支出金では、臨時福祉給付金関係の補助金が約4,500万円、それから道路事業及び公園事業の補助金が約5,500万円の増となっております。

次に、14款の県支出金では、たんぽぽ保育園の改修に伴う安心子ども基金事業、それから交通施設バリアフリー化の完設備整備了により、これが前の年に2つ大きいのがございましたので、その反動ということで約9,600万円の減というふうになっているところでございます。

次に、16款の寄附金では、ふるさと応援寄附金の約5億900万円の増により前年度の約8.8倍となっているところでございます。

それから、17款の繰入金でございますが、町債の繰上償還や財源調整のための基金繰入金が約2億4,500万円の増となっているところでございます。

最後に、町債につきましては、図書館建設事業の完了により約4億7,300万円の減となっ

ているところでございます。

次に、歳出についてでございます。

一方、歳出でございます。歳出につきましては、ふるさと応援寄附金関係経費などにより、2款の総務費が約4億2,300万円の増となっております。

それから次に、7款の商工費ですが、魅力ある空間形成プロジェクトなど地方創生加速化交付金事業により約4,100万円の増となっております。

次に、10款の教育費につきましては、基山小学校及び中学校体育館つり天井改修を行い、増加がありましたけれども、図書館建設の完了によって総額としては約4億5,400万円の減となっているところでございます。

そのほか、12款公債費は、繰上償還を行ったことにより約7,800万円の増となっております。

最後に、基山中学校大規模改造事業、基山小学校及び若基小学校教室エアコン設置事業など13事業、約7億5,770万円を次年度へ繰り越しているところでございます。

以上が平成28年度の決算の概要でございます。

これから少し中身に入っていきたいというふうに思います。

2ページをごらんいただければと思います。

ポイントだけを抜き出して説明させていただくような形にしたいと思いますが、まず、決算規模について説明いたしますけれども、歳入総額が68億776万3,000円、歳出が65億3,552万4,000円で、前年度決算額に比べて歳入は2.4%、歳出は1.5%の増というふうになっているところでございます。これが2ページの2ポツの話でございます。

それから、3ポツに移りますと、決算収支の状況でございますが、歳入から歳出を差し引いた形式収支額は2億7,223万9,000円の黒字で、そのうち翌年度に繰り越すべき財源は4,002万9,000円で、実質収支額は2億3,221万円となっているところでございます。

また、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は4,562万7,000円、実質単年度収支額は1億1,172万7,000円となっているところでございます。

実質収支の状況や収支の推移につきましては、後ほどお目通しいただければというふうに思います。

以下、次は歳入の状況についてでございます。

3ページをごらんいただければと思います。

4の歳入の状況でございますが、平成28年度歳入決算額は68億776万3,000円で、前年度と比べて1億5,642万8,000円、2.4%の増となっているところでございます。

前年度と比較して増収の主なものは、国庫支出金が9,499万9,000円、14.6%、寄附金が5億1,060万8,000円で780.3%、繰入金が2億4,507万4,000円で、609.3%の増というふうになっております。

逆に、主な減収といたしましては、県支出金が8,390万8,000円、18.7%、町債が4億3,729万7,000円で51.4%、それぞれ減となっております。

これからその後の3ページから9ページが歳入款ごとの決算状況を記載しておりますので、ここは後ほどお目通しいただければと思います。

これから具体的なものについて行く前に、まず、歳出ですね。

10ページ、次、歳出の概要の説明をいたします。10ページをお開きください。

10ページの5の歳出の状況をごらんいただければと思いますが、平成28年度の歳出決算額は65億3,552万4,000円で、前年度と比べて9,701万1,000円で1.5%の増となっているところでございます。

目的別歳出の決算額では、増加した主なものが総務費の4億2,267万5,000円、これはふるさと納税の関係でございますけど、36.9%、そして商工費が4,090万2,000円、61.3%、公債費が7,814万円で12.3%のそれぞれ増となっているところでございます。

また、減少した主なものは、衛生費が2,047万8,000円、3.1%、教育費が4億5,393万3,000円、43.6%の減というふうになっているところでございます。

以上が歳出でございます。

これから今まで説明した概要の主な項目につきまして、12ページ以降で説明させていただきたいと思っております。

主な事業をチョイスして説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

12ページが、まず(2)の総務費に行きたいと思っておりますけど、総務費の中の、まず③の基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実践についてでございます。

地方創生推進交付金を活用してピカピカの一年生プロジェクト、「ようこそ井戸端会議へ！」プロジェクト、住まいるプロジェクト等の事業を行ったところでございます。また、地方創生拠点整備交付金を受け、老人憩の家を多世代交流拠点として整備するための増改築

にも着手したところでございます。

続きまして、13ページをごらんいただければと思います。

13ページの⑧で社会保障・税番号制度事業についてでございます。

平成28年1月から番号カードの交付とマイナンバーの利用を開始し、平成29年7月からの情報提供ネットワークシステム及びマイナ・ポータルの運用に向けたテストと環境整備を行ったところでございます。

続いて、14ページをごらんいただければというふうに思います。

14ページの⑫さが未来スイッチ交付金でございますが、さが未来スイッチ交付金には5つの事業が採択され、竹チップきゅう肥による循環型農業の定着化事業、基山オリジナル発酵食品群拡大事業、歴史的文化遺産を活用した婚活応援事業、経験豊かなシニア層を活用した地域活性化事業、基山町さが未来スイッチ交付金事業として第7区自治会のコミュニティ備品等を整備し、自発的な地域づくりの推進を図ったところでございます。

1つ飛びまして、⑭の公共交通政策についてでございます。

コミュニティバスのやよいがおか鹿毛病院への本格運行を平成28年10月から実施しております。今後ともコミュニティバスの利用促進のため、さらなる普及啓発を行ってきたいというふうに思っているところでございます。

また1つ飛びまして、⑯の移住・定住促進事業についてでございます。

移住定住のPR事業として、福岡都市圏をターゲットとしたテレビCMやミニ番組の放映、博多・天神地区の西鉄主要バス停へのポスターの掲示など、イメージ戦略を行いました。さらに、「福岡移住計画」とコラボし、福岡市天神に移住相談員を配置し、常時相談を受け付け、一定の成果があったところでございます。また、子育て・若者世帯の住宅取得補助金については、40件の実績があり、町外からの移住者は56名となっております。また、新婚世帯家賃補助金については、33件の実績があり、町外からの移住者は41名となっているところでございます。

次に、15ページをごらんいただきたいと思えます。

15ページの⑰の移住体験リノベモデル事業でございます。

町内の空き家を利活用するため、移住体験リノベモデル住宅として旧第1部の消防格納庫、それから高島団地内の平屋の住宅を改修しました。完成した住宅は、町外からの移住者をふやすための事業として今、まさに活用しているところでございます。

1つ飛びまして、⑱のふるさと応援寄附金事業についてでございます。

ふるさと応援寄附金のうち、2億8,180万4,000円をふるさと応援寄附基金に積み立てを行いました。今後、この議会でも提案していますが、活用を図っていききたいというふうに思っているところでございます。

続きまして、⑳の住民票等のコンビニ交付サービスについてでございます。

平成29年2月1日から住民票等のコンビニ交付を開始しました。コンビニ交付は、マイナンバーカードを利用して、住民票の写し等をコンビニエンスストアで取得できるサービスです。コンビニで交付できる証明書は、住民票の写し、それから印鑑登録証明書、そして戸籍謄抄本、戸籍の附票となっております。

次の16ページをお開きいただきたいと思います。

16ページの(3)民生費でございますが、民生費の①社会福祉についてでございます。

町民の福祉意識の高揚を図り、主体的な福祉活動への参加を支援し、世代間の交流を総合的に推進するとともに、町民が相互に助け合い、支え合う豊かな社会福祉の実現を促進するために、地域福祉活動の拠点としての「福祉交流館」の利用促進に努めたところでございます。

また、地域の支え合い体制づくり事業として、災害時の要援護者管理システムで情報管理をすることで災害時の高齢者や障がい者等の要援護者と家族に対する適切な素早い支援が可能になり、見守り活動等の支援にも努めたところでございます。

それから、②の高齢者福祉についてでございますが、高齢者の社会を支える総合相談窓口、介護予防の拠点となる「基山地区地域包括支援センター」は、介護予防事業や総合案内支援業務、介護予防ケアプラン作成等を行っております。

ひとり暮らしや日中独居等の高齢者への事業として、安否確認を行う食の自立支援（配食サービス）、急病などの緊急援助に対応する緊急通報システム等、住みなれた地域で生活できる支援サービスに努めたところでございます。

17ページにお移りいただきたいと思いますというふうに思います。

17ページ、少し飛ばしまして、⑧の放課後児童クラブについてでございます。

放課後児童クラブであります、ひまわり教室、コスモス教室の平成28年度中の利用者は、月平均147名、長期休業中（春、夏、冬、学年末休み）は255名となっているところでございます。

ひまわり教室では、夏休みの利用者が定員を上回ったため、基山小学校のランチルームを借用し、支援員、補助員をふやしてクラス編制し、運営を行ったところでございます。

次の18ページをごらんいただきたいと思います。

⑪で子育て応援記念品についてでございます。

子育てに頑張っている18歳未満の子どもが5人以上いる6家庭に、子どもたちの健やかな成長や今後のさらなる子育てへの意欲向上を願って、町民会館で開催した幼稚園、保育園6園連携合同イベント等にて応援記念品を贈呈いたしました。

⑫が「ようこそ井戸端会議へ！」プロジェクトについてでございます。

地域で子育てを行う環境づくりを行うため、未就園児のママや保育園・幼稚園児、小・中学校の親の交流の場を提供する「カフェの集い」事業を実施し、398名の参加がありました。

また、趣味の場からプチ就労への準備事業として、ワークショップや就労のための講座を実施し、99名の参加があったところでございます。

続きまして、⑬のピカピカの一年生プロジェクトについてでございます。

就学前教育から小学校教育への移行期支援として、町内の4歳児を対象とした健診を実施し、129名が受診いたしました。また、子育ての悩みなどを相談できる基山町子育て支援ネットワークコーディネーターを配置し、幼稚園、保育園を巡回いただきました。

その他、基山保育園等で英語、ダンス、スポーツ教室を実施し、183名の参加、小学校体験教室を実施し、新1年生155名の参加があったところでございます。

続いて、19ページに移らせていただきたいと思います。

19ページの(4)衛生費の②の子どもの医療費助成についてでございます。

平成28年10月から高校生への入院費について医療費助成を拡大しました。小学校就学前までの乳幼児には医療費受給資格証を交付し、現物給付による助成、小学生、中学生、高校生には償還払いによる助成を行ったところでございます。

⑤保健予防についてでございます。

中学生以下の子どもに対して、子どものインフルエンザ予防接種費の助成を行いました。また、妊婦の風しん感染リスクを下げ、安心して妊娠や出産ができるようにするため、妊娠を希望する助成及び妊婦と同居している者に対し、風しん予防接種費の助成を行い、保健予防に努めたところでございます。

20ページを飛ばしまして、21ページにお移りいただきたいと思います。

21ページ、(6)の農林水産業費の③の農業振興費についてでございます。

青年就農給付金については、野菜を中心に栽培を行う5名の新規就農者に対して、年額825万円の交付を行いました。

また、施設園芸等被害対策では、大雪により倒壊したハウスの撤去と再建費として、5人の生産者に511万2,000円を補助したところでございます。

次、22ページをごらんいただきたいというふうに思います。

22ページの⑤の農地費についてでございます。

農業基盤整備では、田んぼの排水をよくし、年間を通じ農地を有効活用するため、基盤整備を行っている園部地区3.19ヘクタールに暗渠排水工事を行ったところでございます。

続きまして、23ページに移っていただいて、(7)商工費の②、一番上でございますが、地方創生加速化交付金事業についてでございます。

魅力ある空間形成プロジェクトとして、「つどう・はたらく・めぐる」空間を形成するため基山モール商店街の空間再整備——植栽の撤去でございますが、そしてコワーキングスペース及び観光サイン整備を行ったところでございます。

続きまして、その下の(8)土木費の①の道路維持補修についてでございます。

橋梁補修事業では、老朽化状況及び第三者への事故防止観点から補修工事を実施し、道路橋梁の安全な通行確保を行ったところでございます。また、けやき台駅通り線のバリアフリー化を整備し、道路の段差解消を行うとともに、けやき台駅通り線橋梁の改修も行ったところでございます。

②の道路改良工事についてでございます。

本桜・城の上線の道路改良工事では、道路の一部及びのり面等を施工し、事業の進捗を図りました。

また、白坂久保田2号線では工事に着手し、継続して今実施しているところでございます。

続きまして、24ページをお開きいただきたいというふうに思います。

24ページ、一番上の①の消防でございます。

火災件数については、建物火災2件、被害総額1,955万7,000円となっており、救急車の出動は561回となっております。

また、消防水利確保のため、第2区古屋敷地区に防火水槽1基を新設し、法定耐用年数を経過した消火栓3基の更新も行っているところでございます。

続きまして、その下(10)教育費の②小学校費についてでございます。

6年生を対象に、小学校放課後補充学習（i i ゼミ）業務を開催し、主体的な学習の仕方を身につけさせ、基礎的、基本的な学力の確実な定着を図ったところでございます。

続きまして、③の中学校費についてでございます。

学習内容の定着が十分に図れていない生徒のため、地域の人材を活用して、基礎学力の定着と学ぶ楽しさ、学習への意欲づけを図ることを目的に、放課後や長期休業中及び土曜日に補充学習を行いました。また、よりよい教育環境を整えるため、1年、2年の普通教室にもエアコンを設置したところでございます。

25ページに移っていただきたいと思えます。

25ページの一番下、⑥でございます。文化財保護なんです、新たな「基肄城跡保存整備基本計画」の策定事業に着手しました。この策定に際しては、基肄城跡保存整備委員会を組織して専門家に意見を伺うとともに、町民の意見を反映させるために昨年12月にワークショップを開催したところでございます。

次の26ページをお開きいただきたいと思えます。

26ページ、⑦基山町立図書館についてでございます。

新しい町立図書館が平成28年4月1日に開館しました。開館記念イベントとして4月16日に漫画キングダム作家原泰久さんとシンガーソングライターの山田稔明さんのトークショーを、5月5日のこどもの日には、漫画少年ラケット作家の掛丸翔さんのトークショーなどを行い、多くの住民の方に来館いただきました。1月5日には図書館入館者が10万人を達成したところでございます。

また、平成28年度の町立図書館入館者は合計で13万3,293名、それから図書貸出利用者人数5万6,769名、そして図書の貸出冊数は25万8,477冊とこれまでの2倍以上の利用があったところでございます。

次、27ページの一番下の(11)災害復旧費の中の、②の林道災害についてでございますが、平成28年6月に発生しました大雨により、林道岩坪線において路肩崩壊が発生し、その復旧をしたところでございます。

最後のページです。

28ページの(12)公債費、①公債償還についてでございます。

1億493万6,000円の繰上償還を行い、前年度と比較して7,814万円の増となったところで

ございます。

基山町の一般会計の決算に係る説明は以上でございますが、引き続き29ページの国民健康保険特別会計についてでございます。

平成28年度の決算を見ますと、全体では7,774万1,000円の黒字となりました。前年度の繰越金や基金積立金を勘案した実質単年度収支は2,750万6,000円の黒字となっているところでございます。

なお、保険給付費については、本年度は前年度に比べて6,764万6,000円の増となっております。

詳しくは表等に記載しておりますので、お目通しいただければというふうに思います。

33ページをごらんいただければと思います。

33ページは、後期高齢者医療特別会計でございます。

被保険者の数は、平成29年3月末現在で65歳以上74歳未満が9人、75歳以上が2,160人の合計2,169人でございます。昨年度より76人増加しております。

また、平成28年度分の保険料は、調定額1億6,399万7,087円、収納額が1億6,292万2,600円でございます。還付未済額が14万1,200円で、実質収納率が99.26%になっているところでございます。

これまで説明しました各会計の決算の詳細は、また後ほど担当の課長、管理職のほうから説明させていただきたいというふうに思っているところでございます。

それでは次に、認定第4号でございます。

平成28年度基山町下水道事業会計決算の認定についてでございます。

平成28年度基山町下水道事業会計決算の認定をお願いするものでございますが、別冊に平成28年度基山町下水道事業会計の決算に係る主要な施策の成果の説明書をお手元に差し上げていると思います。概要を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本町下水道は、平成13年に供用開始し、計画的に整備を進めています。平成28年度末での整備状況は、事業認可区域が269.5ヘクタールとなっています。そのうち下水道整備済み区域は266.2ヘクタールで、事業認可区域内の整備率は98.8%となり、全体計画の544ヘクタールに対しては48.9%の整備率となっているところでございます。

また、行政人口に対して下水道を使える人口の比率である普及率は77.5%となっており、整備済み区域のうち下水道に接続された水洗化率は97.9%となっているところでございます。

平成28年度決算額は、収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、予算額4億1,380万2,000円に対しまして、決算額4億1,723万5,000円となっているところでございます。

支出につきましては、予算額4億625万円に対しまして、決算額3億9,450万7,000円となっているところでございます。

この収入支出決算額からそれぞれ消費税及び地方消費税を除いて差し引いた結果、1,861万3,000円が当年度の純利益となっているところでございます。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、予算額1億3,536万8,000円に対しまして、決算額では1億3,613万2,000円というふうになっております。

また、支出につきましては、予算額2億2,429万5,000円に対しまして、決算額2億2,086万3,000円となっております。

その結果、8,473万1,000円の不足額となっております。この不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額779万6,000円、過年度分損益勘定留保資金681万1,000円及び当年度損益勘定留保資金7,012万4,000円で補填しているところでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきたいというふうに思っております。

最後に、報告第4号 平成28年度基山町財政健全化判断比率等の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の意見を付して議会に報告するとともに、公表することとなっており、今回報告するものでございます。

健全化比率及び資金不足比率の審査については、8月9日に基山町監査委員に依頼し、8月22日に平成28年度財政健全化審査意見書を提出していただきました。今回、その写しも付して報告させていただいておるところでございます。

内容につきまして簡単に申し上げますと、健全化判断比率につきましては、基山町は実質赤字比率、赤字はありません、それから連結実質赤字比率も赤字がないということになっております。実質公債費比率が12.0%、そして将来負担比率が算定なしというふうになっております。

また、資金不足比率については、基山町は資金不足額はないということになっておるところでございます。

本当に最後でございますが、なお、本会中に「多世代交流拠点施設整備工事請負契約に

ついて」及び「放課後児童教室建設工事請負契約について」の追加提案をお願いしたいと考えておりますので、あわせてここでよろしくお願ひいたします。

私からの提案理由の説明は以上でございます。

○議長（品川義則君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりました。

ここで10時50分まで休憩いたします。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

これより担当課長の詳細説明を求めます。

議案第20号の詳細説明を求めます。熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

それでは、議案第20号 基山町個人情報保護条例の一部改正について、詳細説明をさせていただきます。

議案書1ページをお願いいたします。

今回の基山町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効率的な活用による新たな産業の創出並びに活力のある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律が公布され、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、個人情報の定義の明確化と要配慮個人情報の取扱いについての規定がなされたところでございます。

この改正に至る背景といたしましては、情報通信技術の飛躍的な進展によりビッグデータの収集、分析が可能になり、この技術活用が新産業、新サービスの創出に大きく期待されている状況の中、個人の行動・状態などに関する情報、いわゆるパーソナルデータの利活用を適正に進めていくことが重要な課題となっておったところでございます。しかし、個人情報保護法における個人情報は、単に特定の個人を識別することができるものとして、社会通念に基づき判断され、個人情報該当性が事業者ごとに判断されている状況でございました。

この個人情報の定義について、個人情報の範囲についての法解釈の曖昧さがあったため、また、パーソナルデータは社会的に利活用が許容されるのが不明確であったため、悪用に対

する不安や社会的批判を懸念した事業者はパーソナルデータの利活用を躊躇する事態が生じておりました。そこで、個人情報該当性の判断を容易かつ客観的にするため、個人情報保護法における個人情報の定義が改正され、指紋データやパスポートの個人識別符号が個人情報に該当することが明確化されました。

また、諸外国の主な国々では人種、思想、信条などに係る情報の収集の制限など、その性質ゆえ慎重な取り扱いを求めべき情報を定めることが通例であり、また、我が国でも各省庁の策定するガイドラインや地方公共団体の条例で一定のセンシティブ情報の取り扱いを定めることが一般的になりつつありました。

そこで、個人情報保護法の改正により、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述などが含まれる個人情報が要配慮個人情報と定義されました。

基山町個人情報保護条例につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を参考にすることとされておりますので、法改正の趣旨を踏まえ、今回条例の一部を改正するものでございます。

では、条例の本文について御説明をさせていただきます。

議案資料の1ページをお願いいたします。

第2条では定義の改正を行っております。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律で新たに定義された「個人情報」と「個人識別符号」の用語について、新たに定義規定を設けたところでございます。

第1号では個人情報について定義をし、ア、イのいずれかに該当するものとしております。アでは、個人情報を「氏名、生年月日、住所等の記述により、特定の個人を識別できるもの」として、イでは「個人識別符号が含まれるもの」としてしています。

また、第2号では個人識別符号として、アでは「特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号等」としてしております。これは例として、DNAデータ、顔認識データ、指紋認識データなどが挙げられます。

次に、イとして「個人に発行されるカードや書類に記載された文字、番号、記号で発行を受ける者ごとに異なり、個人を識別できるもの」としてしております。これは例として、パスポート番号、国民健康保険被保険者証の記号、番号など、運転免許証番号、マイナンバーなど

が挙げられます。

次に、第6条では保有の制限等の改正を行っております。

個人情報については、現在も思想、信条及び宗教に関する個人情報等について保有の制限を行っておりますが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律において、新たに「要配慮個人情報」が定義され、保有することを制限されたことに伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と同様の範囲で保有の制限をする規定を置いたものでございます。

要配慮個人情報とは、「本人の人種、信条等の他に本人に対する不当な差別、偏見等の不利益が生じないように取扱いに特に配慮を要するもの」としております。例えば、心身機能の障がいに関する事項、病歴、本人の被疑者または被告人とする刑事事件に関する事項などでございます。

今回の条例改正に伴い、第2条第2項、第6条第3項につきましては規則で詳細に定めることとしておりますので、基山町個人情報保護条例施行規則案を議案資料8ページから10ページにお示しをさせていただいております。後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、第17条（個人情報の開示義務）及び第18条（部分開示）につきましては、個人識別符号について開示を制限する規定を設けたものでございます。

次に、第35条の3（情報提供等記録の提供先への通知）につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律改正により、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を受けることができる者として「条例事務関係情報照会者」と「条例事務関係情報提供者」の規定がなされました。番号法では、情報提供等記録を訂正した場合にこれらの主体に通知しなければならないこととしておりますので、同様の規定を置いたものでございます。

次に、第36条につきましては、番号法の改正により条ずれしたことにより改正するものでございます。

また、第57条につきましては、本条例の第2条に新たな規定を設けることに伴う号ずれによる改正でございます。

第36条、第37条につきましては、いずれも内容の変更はございません。

最後に、本条例の施行日につきましては、公布の日からとさせていただいております。

基山町個人情報保護条例の一部改正についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第22号の詳細説明を求めます。寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

議案第22号 基山町税条例の一部改正について、詳細説明をさせていただきます。

議案書は4ページから、議案資料は12ページからでございます。

議案資料のほうで改正の概要について説明させていただきます。

議案資料の12ページをお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、本年3月31日に公布された地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律に基づき、税条例を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、以下の3点でございます。

1点目といたしまして、個人町民税に係る配偶者控除及び配偶者特別高所の見直しについてでございます。

平成29年度税制改正において、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくして済む仕組みを構築する観点から配偶者控除、配偶者特別控除の見直しが行われております。配偶者特別控除については、所得控除額33万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるものでございます。また、給与収入額1,120万円を超える納税義務者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除について、担税力の調整の観点から段階的な仕組みを設けるものでございます。

議案資料の13ページをお願いいたします。

(1)は配偶者控除の見直しについて、改正前、改正後の配偶者控除の金額の適用表でございます。

(2)は配偶者特別控除の見直しについて、改正万円及び改正後の適用表でございます。

詳細については、後ほどお目通しをお願いいたします。

施行期日は平成31年1月1日で、平成31年度分以後の個人町民税について適用となります。

議案資料の12ページをお願いいたします。

2点目といたしまして、控除対象配偶者の名称変更についてでございます。

控除対象配偶者の定義を、現行の「控除対象配偶者」に該当するものは、「同一生計配偶者」と名称を変更するものでございます。

施行期日は平成31年1月1日で、平成31年度分以後の個人町民税について適用となります。
3点目といたしまして、固定資産に係る課税標準の特例措置についてでございます。

固定資産税の課税標準の特例について、わがまち特例が導入されたことに伴い、町税条例でその特例率を規定するものでございます。

良好な都市環境の形成を資することを目的として、本年6月15日に都市緑地法等の一部を改正する法律が施行されております。同法律の改正に伴い、緑化推進法人が設置する一定の市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入し、町税条例にその特例率を規定するものでございます。対象資産は、市民緑地の用に供する土地でございます。町税条例では特例率を3分の2と規定しております。

施行期日は町税条例の公布の日でございます。

続きまして、議案資料14ページからの新旧対照表で改正上の説明をさせていただきます。

附則第5条は、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備でございます。

附則第10条の2は、わがまち特例の割合を定める規定でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第24号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案第24号 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について説明をいたします。

議案書8ページをお願いいたします。

また、資料16ページ、条例の新旧対照表もあわせてお願いをいたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正を行う必要が生じました。

内容につきましては、条例新旧対照表で説明をいたします。

第14条に第3項を加える改正でございます。これにより、家賃の決定に必要な収入申告について、高齢者や身体障がい者などの収入の申告や申請において困難な場合、事業主体の町が官公署における書類の閲覧により把握した収入に基づき家賃を定めることができることとなります。

第39条（町営住宅建替事業に係る家賃の特例）でございます。及び（町営住宅の用途の廃

止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)でございます。第40条になります。

2つともこの条項によりまして、公営住宅法の施行令の改正に伴う条ずれが生じたため、第11条を第12条に改めるものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第25号の詳細説明を求めます。平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

議案第25号 多世代交流拠点事業（基山町老人憩の家）備品の取得について、詳細説明をさせていただきます。

今回の備品の取得は、平成30年4月に開所予定の多世代交流拠点、基山町老人憩の家内に設置予定のキッズスペースの遊具を取得するものでございます。公募型プロポーザルを行ったところ、3社より応募がございました。5月19日にプレゼンテーション審査を行い、審査の合計点の最も高かったタカオ株式会社を受注社と決定し、仮契約をしましたので、議会の議決をお願いするものでございます。

購入する遊具は、ゼロ歳から小学校3年生までを対象としています。

契約金額は消費税を含めて999万円を予定しております。

履行期限は、平成30年3月27日までとなっております。

議案資料を添付させていただいております。17ページのほうに物品購入仮契約書、18ページにプロポーザル審査結果集計表、19ページに備品の内訳書、20ページに内訳の備品配置イメージ図をつけさせていただいております。

以上で詳細説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第26号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

それでは、議案第26号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

議案書の10ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ1億7,558万1,000円を追加し、予算総額を69億1,060万円とするものでございます。

議案書の11ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正でございます。

主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、1款. 町税を2,088万1,000円、9款. 地方交付税を2億5,575万1,000円、18款. 繰越金を2億1,720万9,000円、19款. 諸収入を1,152万5,000円増額し、17款. 繰入金を3億5,038万9,000円減額することで財源調整を図らせていただいております。

13ページ、14ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款. 総務費を1億2,391万6,000円、3款. 民生費を2,374万1,000円、6款. 農林水産業費を1,141万5,000円、13款. 諸支出金を1,415万1,000円増額し、12款. 公債費を1,062万6,000円減額、また、予備費を4万5,000円減額することで調整を図らせていただいております。

15ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

まず、保育所緊急整備事業補助金につきましては、新規の民間保育所の建設を平成30年度事業実施として計画をし、それに係る補助金1億8,541万2,000円をお願いするものでございます。

次に、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合旧施設解体にかかる除却事業債負担金につきましては、一部事務組合の起債に係る償還金相当額の負担金となります。平成30年度から38年度まで1,977万4,000円の負担となります。

次に、基山町子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業につきましては、旧役場跡地にPFI事業を活用し、地域優良賃貸住宅を整備・維持・管理するための事業費であり、平成30年度から60年度まで10億6,447万4,000円をお願いするものでございます。

16ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

臨時財政対策債の発行可能額が2億7,150万7,000円となりましたので、752万1,000円の増額をお願いいたしております。

それでは、内容につきましては事項別明細書により説明をさせていただきます。

平成29年度基山町一般会計歳入歳出補正予算（第4号）事項別明細書の3ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1 款. 町税でございますが、3 ページから 5 ページにかけましての町民税、固定資産税、軽自動車税の現年課税分につきましては、徴収率の97%から98%への引き上げ及び調定額の見込みにより増額をお願いしております。

3 ページの 1 項. 町民税、1 目. 個人、1 節. 現年課税分は、均等割額、所得割額を合わせまして308万8,000円の増額を、2 目. 法人、1 節. 現年課税分は、均等割額、法人税割額を合わせて2,173万4,000円の増額をお願いしております。

次に、4 ページの 2 項. 固定資産税、1 節. 現年課税分につきましては、791万4,000円の増額をお願いしております。

また、5 ページの 3 項. 軽自動車税、1 目. 軽自動車税、1 節. 現年課税分につきましては147万7,000円の増額をお願いしております。

なお、3 ページ、4 ページでの滞納繰越分につきましては、徴収率は当初と変更ございませんが、滞納繰越額の調定額の減によりそれぞれ減額をお願いしております。

6 ページをお願いいたします。

4 項. 町たばこ税につきましては、販売本数の見込み減により1,079万6,000円の減額をお願いしております。

7 ページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目 1 節. 地方特例交付金につきましては、交付決定により222万6,000円の増額をお願いしております。

8 ページをお願いいたします。

9 款 1 項 1 目 1 節. 地方交付税につきましては、普通交付税の交付決定により 2 億5,575 万1,000円の増額をお願いしております。

9 ページをお願いいたします。

13 款. 国庫支出金、1 項. 国庫負担金、1 目. 民生費国庫負担金、2 節. 社会福祉費負担金に、障害児入所給付費等及び入所医療費等負担金として499万1,000円の増額をお願いしております。これはサービス利用の増に伴う障害児通所給付費の増加によるものでございます。

10 ページをお願いいたします。

2 項. 国庫補助金、1 目. 民生費国庫補助金、2 節. 児童福祉費補助金に、地域子供の未来応援交付金として225万円の追加をお願いしております。これは子どもの貧困に関する実

態調査事業に係る交付金でございます。

11ページをお願いいたします。

14款．県支出金、1項．県負担金、1目．民生費県負担金、2節．社会福祉費負担金に、障害児入所給付費等及び入所医療費等負担金として249万6,000円の増額をお願いしております。これは国庫と同様に障害児通所給付費の増によるものでございます。

12ページをお願いいたします。

14款．県支出金、2項．県補助金、4目．農林水産業費県補助金、1節．農業費補助金でございます。制度改正に伴い、青年就農給付金事業が農業次世代人材投資事業に移行いたしましたので、組み替えを行っております。

次に、6目．教育費県補助金、3節．社会教育費補助金に、明治維新150年記念さが維新交付金として92万4,000円の追加をお願いしております。これは子どもたちの対馬交流事業に係るものでございます。

14ページをお願いいたします。

17款．繰入金、1項．基金繰入金、3目1節．公共施設整備基金繰入金に3億7,970万円の減額をお願いし、また、10目1節．ふるさと応援寄附基金繰入金に2,905万円の増額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

16ページをお願いいたします。

18款．繰越金には、2億1,720万9,000円の増額をお願いしております。

17ページをお願いいたします。

19款．諸収入、1項．延滞金、加算金及び過料、2目1節．加算金に、障害者自立支援給付費返還金加算金として9万4,000円の追加をお願いしております。これは不正受給に伴う支援給付費の返還に係るものでございます。

18ページをお願いいたします。

5項3目2節．雑入に、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金介護保険分過年度返還金として1,110万5,000円の追加をお願いしております。前年度分の精算分でございます。

次に、障害者自立支援給付費過年度返還金として23万5,000円の追加をお願いしております。これは不正受給に伴う支援給付費の返還金で、先ほどの加算金のベースとなるものでございます。

また、対馬交流事業参加者負担金として6万2,000円の追加をお願いしております。

最後に、19ページをお願いします。

20款 1項. 町債、4目 1節. 臨時財政対策債に、発行可能額の確定による752万1,000円の追加をお願いしております。

続きまして、歳出でございます。

21ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費、13節. 委託料の自動車運行管理業務委託料を全額494万9,000円減額し、14節. 使用料及び賃借料に車借上料等として45万9,000円の増額をお願いするものです。これは委託事業として計画していたものをタクシー利用に変更するための組み替えでございます。

19節. 負担金補助及び交付金、市町村共済組合に対する追加費用及び払込金に116万2,000円の増額をお願いしております。これは追加費用率の増によるものでございます。

次に、2目. 文書管理費、14節. 使用料及び賃借料に、綜合法令管理システム使用料として215万5,000円の増額をお願いしております。例規集追録データ更新の増見込みによるものでございます。

また、5目. 財産管理費、13節. 委託料に、樹木養生等業務委託料として114万3,000円の増額をお願いしております。高木等の選定や伐採に係るものでございます。

22ページをお願いいたします。

6目. 企画費、19節. 負担金補助及び交付金に、子育て・若者世帯の住宅取得補助金に500万円の増額を、新婚世帯家賃補助金に250万円の減額をお願いしております。

次に、8目. 財政調整基金費、25節. 積立金に、財政調整基金積立金として1億1,620万円の追加をお願いしております。これは地方財政法の規定により決算余剰金の2分の1以上を積み立てることとなっておりますので、2分の1相当額をお願いしております。

26ページをお願いいたします。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に、社会福祉協議会補助金115万5,000円の増額をお願いしております。これは町が策定する地域福祉計画と連携する地域福祉活動計画を策定するためのものです。

2目. 老人福祉費、12節. 役務費に、老人憩の家改築に伴う移設等手数料として8万9,000円の追加をお願いしております。電話回線複合機、警備機器の移設費用でございます。

13節. 委託料では、老人憩の家閉館に伴い、指定管理料を見直し、59万7,000円の減額を

お願いしております。

また、15節. 工事請負費に、増改築後の多世代交流拠点施設の駐車場整備のため、477万4,000円の追加をお願いしております。

6目. 障害者福祉費、20節. 扶助費に、サービス利用の増を見込み、障害児通所給付費に1,389万7,000円の増額をお願いしております。

27ページをお願いいたします。

2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費、13節. 委託料に、子育て交流広場運営事業委託料27万7,000円の増額をお願いしております。これは子育てに関する相談業務の機能を持たせるためのものでございます。

また、子どもの貧困に関する実態調査業務委託料として313万2,000円の追加をお願いしております。

29ページをお願いいたします。

4款. 衛生費、2項. 清掃費、2目. 塵芥処理費、11節. 需用費でございます。ごみ袋を購入するための消耗品費について、不用額見込みの221万7,000円の減額をお願いしております。

30ページをお願いいたします。

6款. 農林水産業費、1項. 農業費、3目. 農業振興費でございます。ダブルジビエ活用プロジェクトに係る経費の見直しを行っております。

12節. 役務費、その他手数料として予算化をしておりました水道加入手数料21万6,000円、13節. 委託料の不動産鑑定業務委託料30万円、そして17節. 公有財産購入費の用地購入費100万円を不用額として減額をお願いしております。

また、15節. 工事請負費に、ジビエ解体処理施設工事として561万8,000円の増額を、18節. 備品購入費に冷蔵庫や真空包装機など購入費用として、施設備品635万2,000円の追加をお願いしております。

次に、19節. 負担金補助及び交付金では、歳入の説明でも申し上げましたが、制度改正に伴い、青年就農給付金事業が農業次世代人材投資事業に移行しましたので、組み替えを行っております。予算額750万円に変更はございません。

31ページをお願いいたします。

2項. 林業費、2目. 林業振興費、19節. 負担金補助及び交付金でございます。制度改正

により市町の義務負担が必須となりましたので、森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金として19万6,000円、造林事業費補助金として50万2,000円の追加をお願いしております。間伐、造林による山林保全に資する事業でございます。

34ページをお願いいたします。

8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、1目. 道路維持費、15節. 工事請負費の道路舗装補修工事に447万2,000円の増額をお願いしております。

40ページをお願いいたします。

10款. 教育費、3項. 中学校費、1目. 学校管理費でございます。通学自転車の増加に伴う駐輪場の増設のため、13節. 委託料に造成工事設計監理業務委託料62万3,000円、15節. 工事請負費に406万1,000円の追加をお願いしております。

41ページをお願いいたします。

10款. 教育費、4項. 社会教育費、1目. 社会教育総務費、13節. 委託料に、対馬交流事業委託料として132万9,000円の追加をお願いしております。佐賀県の明治維新150年記念さが維新交付金とふるさと応援寄附金を活用し、子どもたちの交流事業を行うものです。

45ページをお願いいたします。

12款. 公債費につきましては、本年度中の償還予定額が決まりましたので、元金、利子それぞれ、669万3,000円、393万3,000円の減額をお願いしております。

46ページをお願いいたします。

13款. 諸支出金、2項. 諸費、1目23節に、国県支出金返納金1,415万1,000円の増額をお願いしております。臨時福祉給付金や障害者自立支援給付費などの精算分でございます。

47ページをお願いします。

最後に、14款. 予備費でございます。今回4万5,000円を減額することにより調整を図らせていただいております。

以上で平成29年度基山町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第27号、議案第28号の詳細説明を求めます。安永住民課長。

○住民課長（安永宏之君）

議案第27号 平成29年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明をさせて

いただきます。

議案書の17ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ531万5,000円の追加をお願いし、総額を24億444万3,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては主に国民健康保険税の当初賦課額の確定、前年度からの繰越金の確定でございます。

内容の詳細につきましては、国民健康保険特別会計の事項別明細書により説明をさせていただきます。

説明欄の補正額の増減額が20万円以上のもののみの説明とさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項の国民健康保険税につきましては、まとめて説明をいたします。

国民健康保険税の当初賦課額が確定をいたしましたので、全体で1,368万9,000円の減額をお願いしております。主な理由は、被保険者の減によるものです。後期高齢者医療への移行者の増加などが原因と考えております。

4ページをお願いします。

3款1項1目、療養給付費等負担金につきましては、歳出3款の後期高齢者支援金、歳出6款の介護納付金の本年度の額の確定に伴う補正でございます。介護納付金負担金につきましては22万3,000円の減額、後期高齢者支援金負担金につきましては69万8,000円の追加をお願いしております。

5ページをお願いいたします。

3款2項の国庫補助金、1目、財政調整交付金、2節、特別調整交付金、特別事情32万4,000円の減額につきましては、システム改修費に対する交付金でございますが、次の6目1節の国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金のほうで交付される見込みとなりましたので、予算を組み替えさせていただいております。

6ページをお願いいたします。

5款、前期高齢者交付金につきましては、本年度の交付額の確定でございます。38万3,000円の追加をお願いしております。

9ページをお願いいたします。

9款2項1目1節の財政調整基金繰入金でございますが、2,999万9,000円の減額をお願いしております。これにつきましては、平成28年度からの繰越金の額が大きかったことにより基金からの繰り入れが現在のところ不要と判断したものでございます。

10ページをお願いいたします。

10款の繰越金でございます。平成28年度の歳入歳出差引残高が確定しましたので、4,774万1,000円の追加をお願いしております。

続きまして、歳出でございます。

13ページをお願いいたします。

3款. 後期高齢者支援金等につきましては、平成29年度の額の確定でございます。58万5,000円の減額をお願いしております。

15ページをお願いいたします。

6款. 介護納付金についても、平成29年度の額の確定でございます。69万8,000円の減額をお願いしております。

16ページをお願いいたします。

11款1項2目の償還金でございます。国などからの交付金などは現年分は概算で交付を受けまして、翌年度以降に精算をする仕組みになっております。多く交付されていた分をお返しする額として、国県支出金返納金として682万9,000円、過年度療養給付費等負担金返納金として499万5,000円、それぞれ追加をお願いしております。

17ページをお願いいたします。

11款3項2目の一般会計繰出金でございます。平成28年度に一般会計から繰り入れた事務費の精算を行うものです。23万8,000円の追加でございます。

最後に、18ページをお願いいたします。

12款の予備費でございます。今回、563万8,000円の減額をお願いしております。

続きまして、議案第28号 平成29年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

議案書の20ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,548万3,000円の追加をお願いし、総額を2億3,464万2,000円とするものでございます。

今回の補正予算につきましては主に後期高齢者医療保険料の当初賦課額の確定に伴うもの

でございます。

補正内容につきましては、後期高齢者医療特別会計の事項別明細書により御説明をさせていただきます。主なもののみの説明とさせていただきます。

それでは、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款の後期高齢者医療保険料でございます。まとめて説明をいたします。

平成29年度の当初賦課額が確定をいたしましたので、1,538万9,000円の追加をお願いしております。被保険者数の増加によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

6 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。収納した保険料は全て広域連合へ支出をすることになっておりますので、1,545万9,000円の追加をお願いしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第29号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案第29号 平成29年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

議案書23ページをお願いいたします。

また、内訳につきましては別冊の基山町下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画兼事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、議案書23ページをお願いいたします。

第2条、平成29年度基山町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額の補正をいたします。

第1款. 下水道事業費用、第1項. 営業費用を25万5,000円増額し、3億3,543万8,000円といたします。合わせますと、下水道事業費用は3億8,908万4,000円となります。

続きまして、内訳のほうで説明をさせていただきます。

それでは、事項別明細の4ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。

1 款 1 項 4 目．総係費、手当を25万5,000円の増額をお願いし、736万4,000円としております。

収益的支出の合計でございます。25万5,000円の増額となり、合わせて3億8,908万4,000円となっております。

次に、資本的収入でございます。

説明書の6ページをお願いいたします。

1 款 4 項 1 目．基金繰入額を114万7,000円の増額をお願いし、4,080万7,000円といたします。これは基金からの繰入金でございます。

次に、資本的支出でございます。

説明書7ページをお願いいたします。

資本的支出では、1 款 1 項 2 目．流域下水道整備費に、負担金89万2,000円を増額し、877万5,000円といたします。これは処理施設建設予定地の維持管理、除草の負担によるものでございます。

今回の補正につきましては、基山町下水道事業会計114万7,000円の増額をお願いし、現計予算と合わせた総額5億4,461万1,000円とするものです。

以上で基山町下水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（品川義則君）

次に、認定第1号から認定第3号までの平成28年度各会計の決算についての詳細説明を求めます。村山会計管理者。

○会計管理者（村山留美君）

それでは、平成28年度基山町一般会計及び基山町国民健康保険、基山町後期高齢者医療の各特別会計の決算に係る補足説明をさせていただきます。

平成28年度基山町一般会計及び各特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、政令の定めるところにより決算を調整し、一般会計及び特別会計の証書類その他政令で定める書類とあわせて町長に提出をいたしております。町長は、決算及び関係書類を監査委員の審査に付するため、それらの書類を提出し、監査委員による決算審査が行われております。後ほど監査委員より意見を付して決算審査報告をしていただきます。

平成28年度各会計の決算を議会の認定に付するため、認定第1号 平成28年度基山町一般

会計歳入歳出決算の認定についてから認定第3号 平成28年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの3議案において、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、決算に関する主要な施策の成果の説明書及び監査委員の決算審査意見書をつけて提出いたしております。

また、決算説明資料を決算認定関係資料として提出しております。決算に係る主要な施策の成果の説明書につきましては、先ほど町長が詳しく報告をいたしましたので、省かせていただきまして、陣質収支に関する調書、財産に関する調書について御説明いたします。

それでは、別冊資料、実質収支に関する調書、財産に関する調書の1ページをお願いいたします。

よろしいでしょうか。一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額68億776万3,000円、歳出総額65億3,552万4,000円で、歳入歳出差引額が2億7,223万9,000円となっております。

平成28年度につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源が4,002万9,000円でございますので、実質収支額は2億3,221万円となっております。

2ページをお開きください。

国民健康保険特別会計につきましては、実質収支額は7,774万1,000円となっております。

続きまして、3ページをごらんください。

後期高齢者医療特別会計につきましては、実質収支額は2万3,000円となっております。

次に、財産に関する調書について御説明いたします。

4ページをお開きください。

公有財産の土地及び建物につきましては、その主なものを御説明いたします。

まず、土地の公共用財産の公衆用道路1,777.05平方メートルの増につきましては、開発行為による町道等への帰属と寄附及び町道白坂久保田2号線道路改良に伴います買収による増でございます。

次に、その他の公共用財産の331.12平方メートルの増につきましては、移住体験住宅用地の寄附及び公用財産の消防施設88.25平方メートルの所管がえによる増でございます。

次に、建物のその他の公共用財産の木造の増58.31平方メートル及び非木造の増120.78平方メートルは、いずれも移住体験住宅用の建物の寄附によるものでございます。

また、普通財産の土地の1,961.39平方メートルの減につきましては、グリーンパーク内雑種地の売却及びJRとの土地の交換での譲渡によるものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

山林及び出資による権利についてでございますが、これについては、平成28年度中の増減はございません。

次に、6ページ7ページをごらんください。

物品関係でございますが、物品については、50万円以上の物品について計上いたしております。これにつきましては、普通自動車を1台廃車し、軽自動車が3台増加し、また、選挙管理システムパソコンとしてパソコンが13台増加しております。

次に、基金関係の主なものについて御説明いたします。

8ページをお開きください。

財政調整基金の3,883万6,000円の減につきましては、86万4,000円の利子と9,330万円の積み立てから1億3,300万円の繰り入れを減額したものでございます。

減債基金の5,455万1,000円の減につきましては、38万5,000円の利子積み立てから5,493万6,000円の繰り入れを減額したものでございます。

公共施設整備基金の9,267万3,000円の減につきましては、132万7,000円の利子から9,400万円の繰り入れを減額したものでございます。

ふるさと応援寄附基金の2億8,180万4,000円の増につきましては、1,000円の利子積み立てと2億8,180万3,000円の寄附金の積み立てでございます。

特別会計では、国民健康保険財政調整基金の6,044万6,000円の増につきましては、44万6,000円の利子積み立てと6,000万円の積み立てでございます。

次に、9ページから15ページにつきましては、会計別決算総括表と款別決算額比較表をつけております。

決算内容の詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書、会計別決算総括表、款別決算額比較表、その他決算説明資料を提出しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上をもちまして平成28年度各会計の決算についての補足説明を終わらせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜り、認定いただきますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、認定第4号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

基山町下水道事業会計決算の説明をいたします。

お手元に平成28年度基山町下水道事業会計決算書をお願いいたします。

平成28年度下水道事業会計の決算につきましては、地方公営企業法第30条第1項の規定に基づき、政令に定めるところにより決算を調整し、下水道会計の証書類その他政令に定める書類とあわせて町長に提出いたしております。町長は、決算及び関係書類を監査委員の審査に付するため、それらの書類を提出し、監査委員による決算審査が行われております。後ほど監査委員より意見を付して決算報告がなされます。

平成28年度基山町下水道事業会計決算の認定についての議案においては、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、下水道事業決算報告書、下水道事業損益計算書、下水道事業剰余金計算書、下水道事業報告書、下水道事業貸借対照表及び決算附属書類、決算に係る主要な施策の成果の説明書及び監査委員の決算審査意見書を付して提出いたしております。

それでは、決算書1ページ、2ページをお願いいたします。

1ページにつきましては、先ほど町長からの説明と重複いたしますので、1ページ、2ページを省かせていただき、3ページより説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

下水道事業損益計算書でございます。

営業収益が1億6,738万10円となっております。営業費用3億3,320万4,110円となっております。営業外収益2億3,658万8,983円となっております。営業外費用5,215万1,654円となっております。経常利益が1,861万3,229円となっております。

5ページをお願いいたします。

下水道事業剰余金計算書でございます。

前年度末資本合計9億8,197万1,368円に当年度末純利益1,861万3,229円を加え、10億58万4,597円が当年度末の資本合計額となっております。

6ページをお願いいたします。

下水道事業貸借対照表でございます。

内容につきましては、9ページをお願いいたします。

資本の部につきましては、資本金が8億8,254万5,895円、剰余金合計が1億1,803万8,702円

となっております。

負債の部、資本の部合計で57億1,610万3,534円となっております。

12ページからは平成28年度基山町下水道事業報告書となっております。

決算内容の詳細につきましては、決算報告書のほか、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表ほか決算附属書類として事業明細書、事業費用明細書のそれぞれの明細を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

なお、下水道事業会計は平成28年4月1日から平成29年3月31日となっております。

以上をもちまして平成28年度下水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

何とぞ御審議賜り、認定いただきますようお願いをいたします。

○議長（品川義則君）

次に、監査委員による監査報告を求めます。過能代表監査委員。

○代表監査委員（過能義隆君）（登壇）

それでは、平成28年度基山町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の決算審査の報告をいたします。

意見書の1ページになります。

まず、審査の対象ですが、平成28年度一般会計と2つの特別会計の歳入歳出決算及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書、財産に関する調書を審査しています。それから、特定の目的のために資金を運用する基金として設けられました土地開発基金など3つの基金を運用状況を審査しています。

審査の期間ですが、平成29年7月18日から8月2日までで、末次監査委員とともに審査をしています。

審査の方法ですが、決算計数の正確性、予算の執行状況等につき、通常実施すべき審査手続を実施しています。

次に、審査の結果ですが、一般会計と2つの特別会計の決算書、その附属書類、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも法令に規定された様式に準拠しており、かつ決算計数は関係諸帳簿と符号して正確であると認められました。

また、基金につきましては、その設置目的に沿って適正に運用されていると認められました。

予算の執行状況につきましては、その予算の目的に従い、おおむね適正に執行されている

ものと認められました。

決算審査の意見につきましては、2ページから7ページに記載していますので、ポイントの部分だけ説明をさせていただきます。

2ページ、(1)一般会計の収支状況についてです。

平成28年度の歳入は68億800万円、歳出は65億3,600万円で、形式収支は2億7,200万円の黒字となっています。これから翌年度に繰り越すべき財源4,000万円を差し引いた実質収支で2億3,200万円の黒字となっています。

なお、歳入総額は平成27年度と比較しますと、1億5,600万円増加しています。

次に、(2)国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計の収支状況についてです。

国民健康保険特別会計の歳入は24億500万円、歳出は23億2,700万円で、一般会計からの繰り入れが1億2,300万円あり、実質収支で7,800万円の黒字となっています。

国民健康保険特別会計は、どこの自治体もそうですが、財政運営が非常に厳しい状況にあります。そのような中で、基山町の平成28年度の決算を見ても、歳入のうち、国民健康保険税が3億9,200万円で、前年度より716万円減少しています。一方、歳出のほうは、歳出合計で61.4%を占めます保険給付費が14億2,800万円で、前年度より6,800万円増加していますが、最終的には7,800万円の黒字を確保できています。

国民健康保険税につきましては、収入未済額が4,500万円と依然として多額になっていますので、なお一層の収納率向上に努めていただきたいと思います。

後期高齢者医療特別会計についてですが、歳入は2億1,200万円、歳出は2億1,200万円で、一般会計からの繰り入れが4,600万円あり、実質収支で2万円の黒字となっています。

次に、(3)財政調整基金についてです。

財政調整基金は、平成28年度1億3,300万円を取り崩したものの、9,400万円の積み立てを行った結果、基金積立金残高は前年度より3,900万円少ない5億6,200万円となっています。平成27年度の積立金残高の標準財政規模に対する割合は15.1%となっていて、佐賀県下20市町の平均値21.2%比べると低い割合になっています。

積立金残高では、佐賀県下20市町中のうち20番目であります。

日ごろから不測の事態に備え、目標値を定め、積立金残高をふやしていくことが望ましいと考えます。

次に、3ページ、(4)減債基金についてです。

減債基金は、平成28年度5,500万円取り崩され、基金積立金残高は6,600万円となっています。

なお、本年度は基山小学校建設事業に係る学校教育施設等設備事業債の繰上償還を行っています。

次に、3ページ、(5)町債残高と借入金利子についてです。

町債残高は、平成28年度59億7,400万円となっています。町債残高につきましては平成28年度4億1,400万円の借り入れがありましたが、年度末残高は前年度に比べ2億3,300万円の減少となっています。

平成27年度実績で町民1人当たりで換算すると35万8,000円で、他市町と比べた場合には必ずしも多い金額にはなっていませんが、財政に関する健全化比率を算出する大きなポイントとなっている項目で主にこの借入金の増減により比率が左右されます。

先ほど町長から報告がありましたが、平成28年度の将来負担比率は繰上償還に伴う地方債残高の減少、ふるさと応援寄附基金の増加による基金残高の増加などにより算定はされていませんが、今後とも町債残高縮減の姿勢を堅持し、将来世代に過度な負担をかけないように、引き続き中長期的な町債残高の縮減に努めていただきたいと思います。

次に、(6)自主財源です。

自主財源につきましては、平成28年度は前年度より6億4,900万円増加し、38億900万円となっています。増収の主な要因は、ふるさと応援寄附金が前年度より大幅に増加したもので、平成28年度ふるさと応援寄附金は件数で1万3,319件、金額で5億7,200万円となっており、前年度より件数で1万713件、金額で5億1,000万円増加しています。今後も高齢化の進展などの要因もあり、また、社会保障費や公共施設の老朽化に対応するための経費の増加が予想され、財政運営が厳しさを増してくると思われませんが、必要な住民サービスを確保するためには、この自主財源の増収は不可欠であります。今後とも自主財源構成比を高める財政運営に取り組んでいただきたいと思います。

次に、4ページ、(7)収入未済額・不納欠損額についてです。

(7)のウに記載していますが、収入未済額のうち、町税の収入未済額、いわゆる滞納ですが、4,250万円で、昨年度より358万円減少、保育料の収入未済額は203万円で、前年度より40万円減少していますが、住宅使用料の収入未済額は428万円で、前年度より30万円増加しています。このような状況は、負担の公平性を損なうのみならず、住民の納付意識の低下を招

くおそれがあり、収入未済額につきましては債権の管理の徹底を図り、収入未済額の縮減に努めていただきたいと思います。

最後に、7ページ、(14)まとめに入ります。

実質収支額は、一般会計と特別会計の合計額で、平成28年度は3億1,000万円の黒字となっています。なお、平成28年度の自主財源比率は、ふるさと応援寄附金の増加もあり、前年度は47.5%でしたが、56%となっていますか

今後は、歳入面では国庫補助金等の減少や働き盛り世代の縮小、高齢化の進展などによる税収等の減収が予想されます。歳出面では、社会保障関係費や保育園の建てかえなどの公共施設等の老朽化に対応するための維持保全・長寿命化のための経費が増加することが予想され、財政の健全化とともに自主財源の確保が課題となります。

今後の財政運営に当たりましては、一層の各種財源、歳入の確保につきまして町職員全員で取り組むとともに、基金の有効活用及び借入金縮減並びに事務の効率化の執行等による歳出削減抑制に努め、限られた財源の中で住民のニーズを的確に把握したサービスの向上を図っていただきたいと思います。そして、平成28年度から第5次基山町総合計画に基づき、将来に向けたまちづくりを進めていますが、町民との信頼関係を築き、魅力ある基山町となるように望みます。

以上でございます。

続きまして、平成28年度下水道事業会計決算審査の報告をいたします。

意見書の1ページです。

まず、審査の対象ですが、平成28年度基山町下水道事業会計決算について審査をしています。

審査の期間ですが、平成29年7月18日から8月2日までで、末次監査委員とともに審査をしています。

審査の方法ですが、決算報告書、財務諸表、事業報告書及び各明細書につきまして、地方公営企業法等の関係法令に従って作成されているか、計数は正確であるか、経営成績及び財政状況は適正に表示されているか、事業の運営は経営の基本原則に基づいて行われているかどうかを主眼に、関係諸帳簿と証拠書類と照合等を行うとともに、関係職員から補足説明を聴取し、定期監査、例月出納検査の結果も参考にしながら審査をしています。

次に、審査の結果ですが、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び各種明

細書につきましては、地方公営企業法等の関係法令に従って作成されており、計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りはなく、経営成績及び財政状態はおおむね適正に表示されていると認められました。

決算審査の内容につきましては、1ページから19ページに記載していますので、ポイントの部分だけ説明をさせていただきます。

1ページ、1、事業の概要についてです。

(1)業務量につきましては、第1表のとおりで、平成28年度に新たに供用を開始した主な地域は伊勢前地区で、平成28年度の普及率は77.5%で、前年度比0.8%の上昇、水洗化率は97.9%で、0.8ポイントの低下となっています。

次に3ページ、2、予算の執行状況についてです。

これにつきましては、消費税込みの金額で表示されています。初めに、(1)収益的収入及び支出の状況ですが、第3表及び第4表のとおりで、これにつきましては営業活動により生じる収入、支出の状況であります。

収益的収入は4億1,723万5,000円で、収益的支出は3億9,450万6,000円となっています。

次に、4ページ、(2)資本的収入及び支出の状況ですが、第5表及び第6表のとおりで、これにつきましては施設の整備などに係る収入と支出の状況であります。

資本的収入は1億3,613万2,000円であり、資本的支出は2億2,086万2,000円となっています。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、8,473万円不足していますが、これにつきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額779万6,000円、過年度分損益勘定留保資金681万1,000円及び当年度分損益勘定留保資金7,012万3,000円で補填されています。

また6ページ、(4)、平成28年度の一般会計からの繰出金の状況ですが、合計額で1億4,190万4,000円となっています。この内訳は、一般会計補助金、これは企業債の償還利息に充てるものですが、4,414万7,000円、資本費繰入金、これは企業債の償還に充てるものですが、9,775万7,000円となっています。

次に7ページ、3、経営成績についてです。

これにつきましては、消費税抜きの金額で表示されています。

(1)収入、費用及び収支の状況ですが、第7表、第8表及び第9表のとおりで、営業収益は1億6,738万円、営業外収益は2億3,658万9,000円で、総収益は4億396万9,000円となっています。

一方、営業費用は3億3,320万4,000円、営業外費用は5,215万2,000円で、総費用は3億8,535万6,000円となっており、その結果、経常利益は1,861万3,000円となっています。

次に10ページ、4、財政状況についてですが、第11表、第12表の貸借対照表のとおりであります。

また、15ページ、5、キャッシュ・フロー計算書は、第16表、17ページ、6、経営指標は第17表のとおりであります。

19ページの7、まとめに入りますが、平成28年度は特別会計から公営企業会計に移行した2年目であります。当年度の損益計算書を見てみますと、総収益で4億396万9,000円に對しまして、総費用3億8,535万6,000円で、差し引き1,861万3,000円の純利益を計上、前年度と比較すると822万8,000円の増となっています。

収益では、総収益に占める本業である営業収益は1億6,738万円で、総収益の41.4%、営業外収益は2億3,658万9,000円で、総収益の58.6%となっており、営業外収益が大きく上回っています。

営業収益による事業収益の主体となる下水道使用料が1億6,721万1,000円で、総収益の41.4%、営業外収益のうち他会計補助金が4,414万7,000円で10.9%、長期前受金戻入が9,397万9,000円で23.3%、資本費繰入収益が9,775万7,000円で24.2%となっており、これらで事業収益の99.8%を占めています。

一方、費用においては、営業費用のうち処理場費が8,998万5,000円で、総費用の23.4%、減価償却費が1億7,569万2,000円で45.6%、営業外費用のうち支払利息が4,423万1,000円で11.5%と、総費用の80.5%を占め、特に処理場費や減価償却費の割合が大きくなっています。

その結果、本業である営業収支は1億6,582万4,000円の赤字となっていますが、営業外収支の1億8,443万7,000円により黒字化、差し引き1,861万3,000円の純利益となっています。

また、当年度の貸借対照表を見てみますと、流動資産は9,415万1,000円で、前年度と比較して4,422万1,000円の増となっており、流動負債は1億5,272万5,000円で前年度と比較して2,797万7,000円の増となっています。

その結果、経営の安定性を示す流動比率は61.6%で、前年度と比較して21.6ポイント上昇したものの、低い数値となっています。

基山町の下水道整備事業につきましては、基山町公共下水道全体計画書に基づき進められていますが、人口が伸び悩む中、下水道収入の増加は大きくは期待できず、将来における施

設整備、維持管理に多額の費用を要する状況にあり、厳しい状況が続くと思われま

今後の事業運営に当たりましては、接続率の向上による収入の確保に努めるとともに、より一層の経営の効率化やコスト削減に努め、健全な下水道財政の維持を図り、安定的なサービスの提供が行われることに努めていただきたいと思います。

なお、未収金につきましては債権の管理の徹底を図り、受益者間の公平な負担の観点からも、未収金の縮減に努めていただきたいと思います。

以上で終わります。

日程第19 報告第5号

○議長（品川義則君）

日程第19. 報告第5号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についてを議題とします。

この際、朗読を省略し、これより報告を求めます。大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

報告第5号 教育委員会事務事業点検及び評価報告について、概要を御説明いたします。

教育委員会の事務事業の点検及び評価制度につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされています。

このため、本町教育委員会では、平成28年度事務事業について点検及び評価を行うため、本町教育委員会の概要、活動実績並びに平成28年度基山町教育委員会の基本方針の各重点目標の評価について、取り組みと成果、自己評価、課題と今後の方向性について事務事業の点検及び評価を別添のとおり取りまとめました。

また、報告書については、同法第26条第2項の規定に、事務事業の点検及び評価を行うに際し、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする規定されています。

このため、学識経験を有する3名の方に平成28年度教育委員会事務事業点検評価報告書についての御意見をお伺いいたしました。

それでは、本報告書の内容を御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

1 ページは、教育委員会の事務事業の点検及び評価制度について説明をいたしております。

2 ページをお願いいたします。

2 ページは、教育委員会の概要について記載しております。

3 ページをお願いいたします。

3 ページから 5 ページにかけて、平成28年度の教育委員会の会議において審議した議案及びその結果と教育委員の活動実績を記載しております。

6 ページをお願いいたします。

6 ページは、事務事業の評価の方法、点検及び評価に関する意見を伺った有識者について記載しております。

7 ページをお願いいたします。

7 ページに主要施策の評価として、平成28年度、基山町教育の基本方針の重点目標を記載し、これに基づいて 7 ページから 22 ページまでそれぞれの施策の目標と取り組み状況と成果、自己評価、課題と今後の方向性について記載しております。

今年度も、①の取組と自己評価、②課題解決に向けた今後の方向性については、該当する項目でそれぞれ詳しく表記しております。

23 ページをお願いいたします。

23 ページから平成28年度基山町教育委員会事務事業点検・評価に関する有識者会議における意見書ということで、8月21日の有識者会議において御意見をお伺いし、その意見を取りまとめた意見書を添付しております。

以上で報告第5号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についての概要説明を終わります。

日程第20 決算特別委員会の設置について

○議長（品川義則君）

日程第20. 決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。基山町議会委員会条例第4条第1項の規定により、今期定例会に決算特別委員会を設置し、同条第2項の規定により決算特別委員会の委員の定数を12名とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置し、同特別委員会の委員の定数を12名とすることに決しました。

なお、特別委員会委員の指名については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において指名を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、議長において決算特別委員会委員の指名を行います。

決算特別委員会委員に、議長を除く全議員を指名します。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午後0時19分 散会～